

令和2年度 出雲市社会福祉法人指導監査結果の概要

1. 実施期間 令和2年 9月～令和3年 1月

2. 一般監査 (特別監査は該当なし)

法人数 22法人

指摘状況

	指摘区分※				指摘内容の分類		
	文書指摘	口頭指摘	助言	計	法人運営	事業	管理
法人数	17法人	22法人	22法人	—	21法人	10法人	22法人
指摘件数	46件	185件	89件	320件	150件	13件	157件

※指摘区分 文書指摘：法令又は通知等の違反が認められる場合

口頭指摘：法令又は通知等の違反が認められるが、違反の程度が軽微である場合、又は指導を行わずとも改善が見込まれる場合

助言：法令又は通知等の違反は認められないが、法人運営に資するものと考えられるもの

3. 指導監査の実施体制 福祉推進課指導監査室において実施

4. 指導監査における留意事項 (令和2年度社会福祉法人指導監査実施計画による)

◎ 実施方針

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手として福祉サービスの供給の確保を図るとともに、地域社会への貢献や地域福祉を支える人材の育成を行うなど極めて公益性・非営利性が高い存在であることから社会的な信頼や期待も非常に大きい。

このことから、法人本部監査にあたっては、法人の自主性及び自立性を尊重しつつ適正な経営が行われているかを、社会福祉法等関係法令及び厚生労働省通知等を踏まえ特に次の事項に留意して指導監査等を実施する。

また、平成28年3月31日に成立・公布された改正社会福祉法に的確に対応しているか、社会福祉法人指導監査要綱(平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知)の別紙として示されている「指導監査ガイドライン」に基づき、3に定めるところにより計画的に実施する。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守とガバナンスの確立による適正な法人運営及び施設運営の確保
- ② 法人本部経費及び施設事業費の適正な執行管理

◎ 重点指導監査項目

① 組織運営関係

- ア 定款及び諸規程の整備
- イ 適正な評議員及び役員等の選任手続き及び適正な理事会・評議員会運営の確保(議事録の適正な作成)
- ウ 監事監査機能の強化

② 管理関係

- ア 経理規程に則した適正な会計処理

- イ 適切な資産管理
- ウ 定款、計算書類等の備え置き、情報の公表
- エ 役員等報酬の支給状況の確認

5. 指導監査結果の概要

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、実施時期の検討、時間を短縮するなど柔軟な対応を行いながら、監査対象法人の理解を得て、令和2年度も予定通り22法人の実地監査を実施した。

社会福祉法改正後、平成29年度から3か年に1回となった一般監査が一巡したため、多くの法人では、法改正後2回目の監査となった。1回目では法改正に伴う社会福祉法人制度改革に関する文書指摘について口頭指摘に留める取扱としていたが、2回目以降は国のガイドラインに沿って指摘を行った結果、文書指摘数がそれまでの約3倍となった。

法人運営に重大な影響を及ぼすような不正事案は認められなかったが、評議員及び理事、監事の選任手続きや理事会・評議員会の招集手続き、議事録の不備等多くの法人において複数の誤りや問題点が見受けられた。また、会計管理においても、規程や計算関係書類の不備が見受けられたため、適宜指導を行った。〔指摘内容は次頁参照〕

指導監査ガイドラインに基づき改善を要する事項（文書指摘）については、1か月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行い、期限までに改善できない事項は改善計画（方針等）を提出させ、内容の確認を行った。

必要に応じて、追加での拳証資料の提出、事後指導等を行い改善の徹底を図ることとしている。

令和2年度 社会福祉法人指導監査結果【指摘分類別】

指摘事項		文書	口頭	助言	計
I 法人運営		34	81	35	150
共通					
★	履歴書・誓約書・承諾書等の未徴取及び遅延、不備(賞罰欄・日付・任期漏れ、記載誤り)	7	11	6	24
	評議員選任・解任委員会の運営不備(委員任期切れ、委員と事務処理職員が同一者、事務処理職員の理事会の承認漏れ、開催が理事会で未決定、委員に理事が就任など)		25	6	31
	評議員会・理事会の決議で特別の利害関係を有する者の有無を確認していない	8			8
	議事録の不備(経過の要領が不明瞭、添付資料漏れ、決議の省略の場合の処理など)	1	10	1	12
	各種規程(定款細則など)の不備(規程間で、相違・重複有り)	1	1	5	7
	起案・決裁の不備(理事会等の開催、招集通知等の発送で決裁無し)		2	8	10
	監事監査の不備(内部監査、監事監査の実施時期)			1	1
1 定款					
	法人所在地、基本財産の所在地が定款の記載と異なる		2		2
3 評議員・評議員会					
	(1)評議員の選任				
★	評議員の任期誤り、選任手続きの不備		4	2	6
	(2)評議員会の招集・運営				
	決議の省略で同意書の徴取漏れ	1			1
★	計算書類等が、定時評議員会の日から2週間前の日から備え置かれていない(決算理事会から定時評議員会まで中14日間空いていない)		1		1
★	評議員会の場所・議案が理事会で決議されていない	4			4
★	決議を行うことが出来ない事項が決議されている(事業報告・監事監査報告)		1	2	3
★	議事録への議事録作成者未記載	4		1	5
	計算書類の承認漏れ、招集通知への添付資料漏れ(事業報告、監査報告、財産目録など)	1	3		4
4 理事					
	(2)選任及び解任				
	辞任の場合に辞任届等で意思確認をしていない			1	1
	(3)適格性				
★	理事会に2回以上続けて欠席している		1		1
5 監事					
	(2)選任及び解任				
★	監事選任の際、現監事の過半数の同意を得ていない(同意を得ていることが確認出来ない)	4			4
6 理事会					
	(1)審議状況				
	招集手続きの省略手続きの不備・決議の省略で同意書の徴取漏れ	3	10		13
	招集通知が1週間前までに発出されていない		2		2
	理事長の職務執行報告が決議されている			1	1
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬					
★	報酬支給基準が不明確、報酬の支給手続きの不備、報酬総額の公表がされていない		8	1	9
II 事業		5	7	1	13
1 事業一般					
	定款に記載のない事業(公益事業)を行っている		1		1
2 社会福祉事業					
	社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない用途に充てているなど	5	6	1	12
III 管理		7	97	53	157
1 人事管理					
	規程不備(就業規則、給与規程、育児・介護休業規程など)		1	9	10
	事務分担(職名・氏名記載)未作成、辞令・委嘱状未交付			18	18
	役職員の研修未実施		1		1
3 会計管理					
	(2)規程・体制				
	内部牽制に配慮した体制となっていない(銀行印と預貯金通帳を同じ場所で管理)、内部監査未実施		6		6
	経理規程・経理規程細則の不備(最新に未改訂、共通経費按分・積立金未規定、請書の徴取基準未規定、国の通知に則してない)、規程なしまたは運用の不備(インターネットバンキング・資金運用)		27	12	39
	(3)会計処理				
	勘定科目の誤り、引当金の計上		5	2	7
	(4)会計帳簿				
	理事長報告(決裁)なし(固定資産管理台帳)、寄付金台帳の作成不備		3	2	5
	(5)附属明細書				
	計算書類の注記・附属明細書の不備(金額誤り、記載誤り、記載漏れ)	2	21	1	24
	財産目録(基本財産)≠定款(基本財産)	4	4	1	9
	その他				
	小口現金の不備(残高確認・精算未実施、職員の立替払など)		3		3
4 その他					
	(3)情報の公表				
★	ホームページで公表されている定款、役員名簿、規程が最新でないなど		3	5	8
	(4)その他				
	登記の遅延(資産総額、理事長就任)		4	1	5
	契約事務等の不備(理事会承認無し、見積業者数不足、請書未徴取、完了検査・納品検査未実施、自動更新契約の決裁無し、執行伺無し)	1	19	2	22
計		46	185	89	320

★社会福祉法改正関係